



できごと

5月12日、出版社や作家の団体である児童書四者懇談会が、「お話し会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」と題する手引きを公表しました。内容は、読み聞かせやおはなし会での、絵本や児童書の利用に関わる著作権についての説明や、許諾の要不要、利用許可申請書などです。

一般的なボランティア活動であれば、ほとんどの場合問題となることはないにも関わらず、細部にわたる規定をしたことで、現在の読書推進活動を自粛する動きが出るのではないかと懸念もされています。

読み聞かせやおはなし会を行うとき、著作権を心配されている方も多いと思いますので、この手引きの内容を裏面で簡単にご紹介します。

子ども図書研究室のテーマ展示

ただいま展示中です！

「海の本」
「ピーターラビットの世界」と「ホフマンのグリム童話の世界」 子ども図書研究室講座 関連資料 - 第52回青少年読書感想文全国コンクール課題図書 新着図書も常時展示中です。

イベント情報

子ども図書研究室講演会

『子どもと読書 - 「読み聞かせ」から「ひとり読み」へ』
子どもたちはどのように「読み聞かせ」から「ひとり読み」に移っていくのか、そして大人はどのような支援を行えばよいのか、などについての講演を行います。

講師：宮川 健郎氏

(明星大学人文学部教授)

日時：6月28日(水) 13:30~15:30

会場：静岡県立中央図書館

定員：200名(中学生を除いた15歳以上の方対象)

申込み：電話、メールまたは直接県立中央図書館へ。

* 6月26日(月)までにお申込みください。

申込み・問合せ先：静岡県立中央図書館

TEL:054-262-1243 または 054-262-1246

Eメール:mailmaster@tosyokan.pref.shizuoka.jp

新着図書から

絵本

『よるのびょういん』



谷川俊太郎 / 作
長野重一 / 写真
福音館書店
2006年1月

朝からおなかが痛かったゆたかは、夜になり高い熱が出て、救急車で病院へ運ばれた。盲腸の緊急手術をすることになり、あわてるおかあさんと、夜勤の勤め先から駆けつけたおとうさん。深夜の病院は静かだけれど、当直の医師や看護婦、ボイラーマンなど、いろいろな人々が働いていた。

刻々と展開する白黒写真と文章が、ドキュメンタリー映画のような緊迫感を感じさせる。初版は1985年に“こどものとも傑作集”の1冊として刊行された。【小学校低学年から】(宮崎)

知識

『薬物』



10代のフィジカルヘルス5
水澤都加佐 / 著
大月書店
2006年1月

薬物ってなに？ 身の回りにも薬物があるって本当？ なぜ薬物はやめられない？ 薬物はいけない、ということは知っていても、薬物について、そしてその怖さについては知らない人が多い。

本書は薬物問題について、語句の説明、種類と症状だけでなく、薬物使用の動機・背景、薬物依存症の治療や再発防止、予防といった視点も踏まえながら、具体例や体験談を交えて説明している。薬物問題に関する情報を分かりやすくまとめた1冊。【中学生から】 (渡辺勝)

「お話し・読み聞かせ団体等による 著作物の利用について」

初めに、手引きの内容については、紙面の都合上、内容のごく一部しかご紹介できないことをお断りすると共に、是非、全体の内容を確認していただきたいということを申し上げておきたい。

読み聞かせやストーリーテリングを行う場合、営利を目的とせず、無料・無報酬であれば、これまでもこれからも許諾の必要はないことが今回の手引きの中では明記された。一方、許諾の必要な場合についても説明されている。

非営利でも著作権者の許諾が必要な場合（一部抜粋）

利用形態	著作権の内容等	対応	著作権法
A 1.絵本・紙芝居の拡大使用 （弱視者用も同じ） 2.ペー プサート 3.紙芝居 4.さわる絵 本 5.布の絵本 6.エプロンシ アター 7.パネルシアター 8.パワーポイント 9.OHP 10.その他、いかなる形態にお いても絵本の絵や文章を变形 して使用する場合	これらは全て原本に改変を加え て制作（二次的使用）するもの で、著作者人格権（同一性保持 権、名誉・声望を害されない等） に抵触。著作者の許諾を要す。 絵本等の拡大使用は、出版権に 抵触することもあり、出版元の 許諾を要する場合がある。	出版元（窓口）へ連絡 ⇕ 出版元・著作権者の 許諾を得る	18 ～21条 113条5
		出版元（窓口）へ連絡 ⇕ 著作権者の許諾を得る	

表面で紹介したとおり、手引きの内容についてでは異論もあり、今後の動きに注目したい。そのような中でも、利用許可申請書の様式が提示されたことは評価できるのではないかと。許諾を得さえすれば、様々な手法で子どもと本とを結び付ける活動が可能となり、読み聞かせを行う側も、安心して、工夫を凝らしたプログラムを組むことができる。子どもたちのためにも、積極的に許諾を申請することで、今後、手引きの内容や利用許可申請書がより分かりやすく、利用しやすいものになることを期待したい。

本来、著作権者（この場合、出版者や著者等）の許諾を得れば、どのような形での利用も可能である。しかし、これまで、子どもたちに本への親しみを持ってもらうために、絵本からペーパースアートやパネルシアターなどを作りたいと思ったときにも、「違法なのでは？」、「手続きが難しいのでは？」等と考えて、あきらめていた方々も多いのではないかと。

手引きの中では、許諾の必要な場合と許諾の取り方が、次のような表で説明されている。また、利用許可申請書が付されており、利用形態や利用方法を記入して、各出版社へ直接FAXすれば許諾の申請が出来るようになっている。

当「子ども図書研究室だより」でも、昨年度より表紙画像の掲載に当たって順次各出版社に確認をとったが、許諾不要、あるいは簡単な電話連絡でよいとする出版社もあった。これらの記録を何らかの機会にお伝えしたいと考えている。

本手引きは、日本書籍出版協会HP（<http://www.jbpa.or.jp>）からダウンロードできる。また、協会あてに問い合わせれば、郵送、FAXで送ってもらうことも可能である。（電話03-3268-1303）（鈴木）

*表紙画像はすべて出版社の許可を得て掲載しています。